

## 平塚市環境基本計画骨子（たたき台）

# 計画の構成（もくじ構成）

## ○ 第1章 新環境基本計画の基本的事項

計画の目的、計画期間、計画の位置づけ、計画の対象範囲、計画の推進主体など、計画の基本的事項を定めます。

## ○ 第2章 改定にあたって

現行計画の進捗状況、世界・国・県等の動向を整理するとともに、課題の抽出等を行います。

アンケートや課題等を踏まえて…

## ○ 第3章 環境基本計画のめざすもの

望ましい環境像や基本方針を定めます。

望ましい環境像や基本方針実現のための施策として…

## ○ 第4章 施策の体系と具体的な取組

施策の方向性を規定します。

さらに、将来5年間程度の詳細な施策、事業計画を規定するため、別冊で実施計画を策定する方針です。

施策の進捗管理は実施計画に沿って行うこととし、実施計画は施策の状況を踏まえて5年程度で見直しを行います。

## ○ 第5章 重点テーマ

施策等に横断的な重点テーマを設定し、取組を推進します。

# 第1章 新環境基本計画の基本的事項

## 1 見直しの背景

平塚市環境基本計画（以下「現行計画」という。）は、平成28年度末をもって計画期間満了となり、同時に、平塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）（以下、「地球温暖化対策実行計画」という。）が中間見直しの時期を迎えます。

一方、平成23年3月の東日本大震災後の社会情勢の変化を受け、過度に資源・エネルギーに依存してきたライフスタイルを見直し、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進、さらには循環型社会の形成等に関する施策をより一層推進することが求められています。

このため、地球温暖化対策に関する国による検討の状況や社会情勢、市民意識の変化等も踏まえて現行計画を見直し、環境基本計画に地球温暖化対策実行計画を編入した新たな環境基本計画（以下、「新環境基本計画」といいます。）の策定を目指します。

また、現行計画と地球温暖化対策実行計画は、一定の領域において政策が重複し、関連性の高い計画であるにもかかわらず、進捗管理等をそれぞれ行っています。

そこで、両計画を融合し、計画のわかりやすさを向上させるとともに、環境施策の効果的効率的な推進を図るため、これまでの計画を改定し、新環境基本計画を策定します。

## 2 計画の目的

新環境基本計画は、本市における環境の保全と創造に関する施策を着実かつ効果的に推進することを目的とします。

## 3 計画期間

新環境基本計画の計画期間は、平成29年度から38年度までとしますが、環境問題を取りまく社会情勢の変化などに合わせ、概ね5年毎に見直しを行います。

※ 現行計画では、施策や事業計画について「3年毎に見直しを行う」としていました。次期計画では、本計画が中長期的な方向を示すものであることや、これまでの計画の推進状況を踏まえ、「5年毎に見直しを行う」とします。

## 4 計画の位置づけ

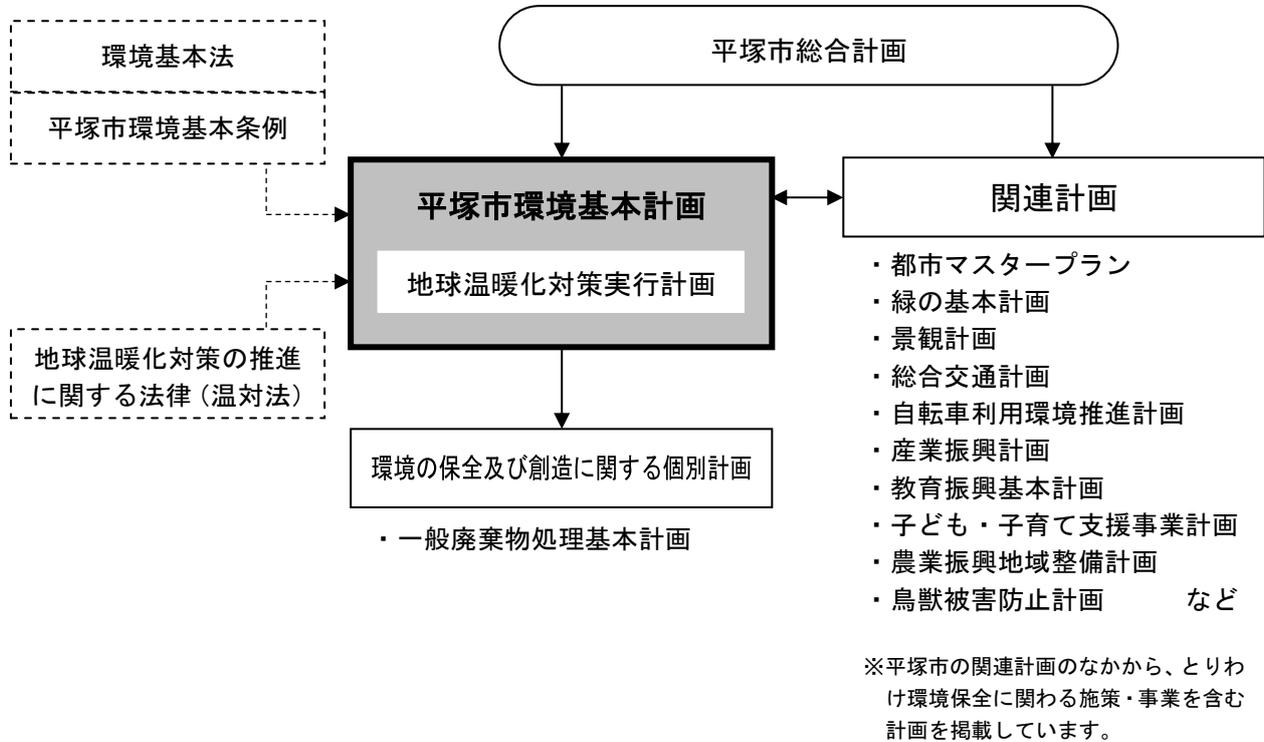
新環境基本計画は、平塚市環境基本条例第8条に基づく計画で、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上での基本的な方向として、中長期的な目標、施策の報告、その他必要な事項を定めます。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」といいます。）の第20条第2項に定める市の責務（市域内における活動から排出される温室効果ガスの排出抑制のための総合的かつ計画的な施策の策定・実施に努める）を踏まえ、温対法第20条の3に基づく地球温暖化対策実

行計画（区域施策編及び事務事業編）を含むものとします。

なお、新環境基本計画の施策については、平塚市総合計画をはじめとする様々な関連計画や条例、さらには県の環境基本計画との整合を図りながら推進していくものとします。

### ●計画の位置づけ



### ※計画の構成について

現行計画では、当面3年間に実施すべき施策やその目標、事業の具体的内容を事業計画として示しています。また、現行計画策定後は、3年間の計画期間の事業実施計画を策定・実施してきました。事業実施計画を策定・実施することにより、庁内の関係課による施策・事業の着実な実施が担保されるとともに、実態に即した事業を柔軟に実施できるのが特徴です。ただし、計画が複数あることによる計画の運用上の作業負担が過大になってしまうという課題がありました。このような状況を踏まえ、新環境基本計画においても、計画期間中においてとりわけ優先して取り組むべき施策については事業実施計画を盛り込むことが適当です。ただし、事業実施計画の計画期間を5年間とするなど、計画推進段階での円滑かつ効率的な運用に配慮することが好ましいと考えられます。

## 5 計画の対象範囲

新環境基本計画の対象地域は市全域とし、対象とする環境の範囲は次図に示すとおりです。

### ●対象とする環境の範囲

分野	主な構成要素
自然環境	動植物・生態系、生物の生育・生息環境、海岸、水辺と緑、自然とのふれあい 等
生活環境	典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）、都市生活型公害、廃棄物、化学物質 等
都市環境	公園・緑地、清掃・美化、歴史・文化、まちづくり、景観 等
地球環境	資源・エネルギーの利用、地球温暖化、その他の地球環境問題 等
環境保全活動	啓発・環境情報、環境教育・環境学習、環境保全活動、協働による取組 等

## 6 計画の推進主体

新環境基本計画の推進主体は、市、市民、事業者及び滞在者とし、それぞれの責務に応じた役割分担と協働のもと、環境の保全及び創造に向けて自主的かつ積極的に取り組むものとします。

### ●各主体の責務（平塚市環境基本条例より抜粋）

#### <市>

- ・ 環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施します。
- ・ 自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めます。

#### <市民>

- ・ 日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めます。
- ・ 環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

#### <事業者>

- ・ 事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じます。
- ・ 物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めます。
- ・ 環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

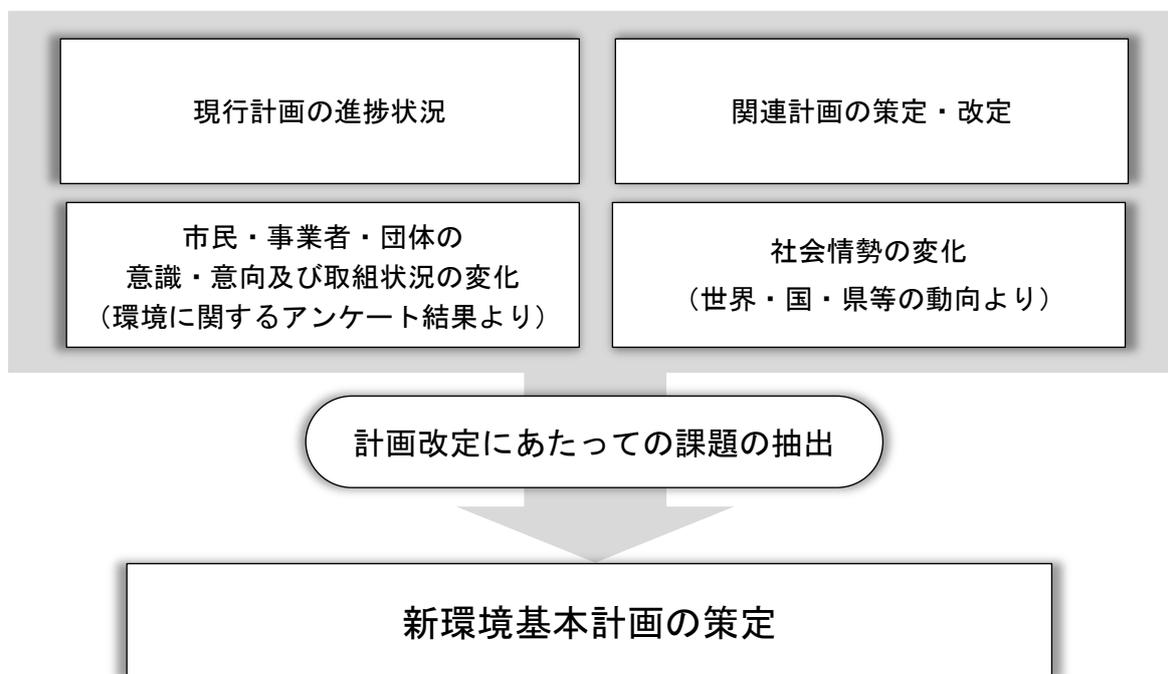
#### <滞在者（旅行者その他の滞在者）>

- ・ 滞在に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

## 第2章 改定にあたって

ここでは、環境基本計画の改定にあたっての課題を抽出するため、次の視点から、現行計画及び現行の地球温暖化対策実行計画の進捗状況を確認します。

### ●環境基本計画の改定の視点



# 1 現行計画の進捗状況

## (1) 現行計画（環境基本計画）に基づく指標の進捗状況

現行計画では、本編Ⅰ「環境基本計画のめざすもの」において、基本方針やめざすすがたを定めるとともに、本編Ⅱ「施策の体系と具体的な取組」において当面3年間に実施すべき施策やその目標、事業の具体的内容を事業計画として示しています。

これまでに第1期事業計画（平成19年度～21年度）及び第2期事業計画（平成22年度～24年度）を策定しましたが、平成25年度からは第3期事業計画（平成25年度～28年度）に沿って事業を実施しています。

第3期事業計画では、5つの「施策の方向」と「めざすすがた」の実現に向け、13の「施策の柱」とそれらを実現するために必要な24の「施策の項目」を設定しました。「施策の項目」のうち、4年間で重点的に取り組む施策を重点施策、それ以外の施策を基本施策とし、重点施策については、目標と事業計画を掲げています。

現行計画については、毎年度、前年度における施策の実施状況について評価・点検を行い、計画に位置づけた施策の着実な推進を図っています。

ここでは、現時点における現行計画の進捗状況として、第3期事業計画の「重点施策」に対応する各指標について、平成26年度末の指標値がどの程度目標値に近づいたかを現す「目標成度」を百分率（％）で整理しました。

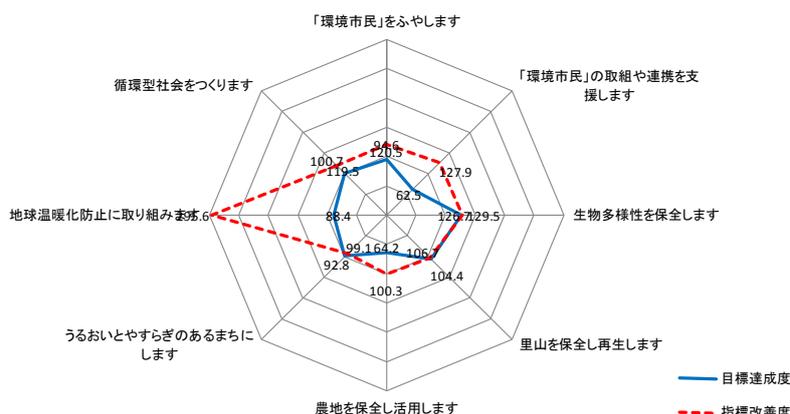
ただし、目標値には達成していないものの取り組んだ結果が生まれつつある指標もありました。このため、現行計画策定当時（平成19年度を基本）から指標値どの程度改善したかを示す「指標改善度」を併せて整理しました。

施策の柱ごとの「目標達成度」及び「指標改善率」は、次表に示すとおりです。

●目標値達成度（施策の柱毎の平成26年度末の実績値による評価）

施策の方向	施策の柱	目標達成度（％）	指標改善率（％）
1 「環境市民」による活動の促進	1-1 「環境市民」をふやします	94.6	120.5
	1-2 「環境市民」の取組や連携を支援します	62.5	127.9
2 自然環境の保全と再生	2-1 生物多様性を保全します	126.7	129.5
	2-2 里山を保全し再生します	106.7	104.4
	2-3 農地を保全し活用します	64.2	100.3
3 都市環境の保全と創造	3-1 うるおいとやすらぎのあるまちにします	99.1	92.8
4 地球環境保全への貢献	4-1 地球温暖化防止に取り組みます	88.4	295.6
	4-2 循環型社会をつくります	100.7	119.5

## ● 目標達成度と指標改善度（施策の柱別）



施策の柱毎の目標達成度の平均を見ると、ほぼ目標を達成した柱（目標達成度 95%以上）は 8 つのうち 5 つでした。現行計画に基づく施策推進による一定の成果が認められます。

一方、平成 26 年度末時点での「環境ファンクラブの会員数」「平塚市環境共生型企業懇話会の参加企業延べ数」「耕作放棄地面積」によって、施策の柱である「1-2『環境市民』の取組や連携を支援します」「2-3 農地を保全し活用します」及び「4-1 地球温暖化防止に取り組みます」の達成度が低い結果となりました。目標値の再設定や効果的な事業の実施を検討することが必要です。

「目標値を達成もしくは達成に向けて進んでいる指標（11 指標）」「数値の継続的な把握が難しい指標値（5 指標）」について、指標又は目標値の再設定が必要です。

### < 個別の指標の傾向 >

- ① 目標値を達成もしくは達成に向けて進んでいる指標（目標達成度 95%超）：11 指標  
 （※今後、指標又は目標値の再設定を検討することが必要です）

➤ 「わかば環境 ISO で独自の分野に取り組んでいる幼稚園・小学校数」「自然観察会の参加人数」「里山保全モデル事業の開催回数」「里山保全モデル事業の参加人数」「市民農園数」「市民 1 人当たりの都市公園の面積」「美化推進モデル地区の指定」「一般住宅の太陽光発電システムによる発電力」「『ひらつか CO2 CO2 プラン』に取り組んだ人数」「市民 1 人が 1 日に排出するごみの量」「ごみの資源化率」

- ② 目標値の達成度が低い指標（目標達成度 95%以下）：3 指標  
 （※今後、目標値の再設定や効果的な事業の実施を検討することが必要です）

➤ 環境ファンクラブの会員数、平塚市環境共生型企業懇話会の参加企業延べ数、耕作放棄地面積

- ③ 数値の継続的な把握が難しい指標値：5 指標  
 （※今後、指標の再設定が必要）

➤ 「ISO14001・9000 の認証を取得している事業者数」「里山保全モデル地区の拡大（面積）」「農業産出額」「耕作面積」「都市公園の面積」

●重点施策の目標と実績一覧

施策の方向	施策の柱	施策の項目	指標	単位	目標値:上段 実績:下段										【定量評価】 目標達成度 (平成26年度) 【実績÷目標×100】	【定量評価】 増進改善度 (平成26年度) 【実績÷当初値×100】	主管課					
					19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度								
「環境市民」による活動の促進	「環境市民」をふやします	幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実	わかば環境ISOで独自の分野に取り組んでいる幼稚園・小中学校数	園・校	43	45	48	50	51	52	51	54	55	56	94.6	120.5	教育総務課					
			環境ファンクラブの会員数	人	44	47	49	51	51	52	52	53	—	—			54.0	174.2	環境政策課			
	「環境市民」の取組や連携を支援します	市民活動や企業の取組に対する支援	ISO14001・9000の認証を取得している事業者数	事業所	65	70	80	90	100	110	140	160	180	200	—	—			経済部 産業振興課			
			平塚市環境共生型企業懇話会の参加企業延べ数	企業	157	168	173	—	—	—	—	—	—	—			71.0	81.6	産業振興課			
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					—	—		
自然環境の保全と再生	生物多様性を保全します	生物多様性の保全対策の推進	自然観察会の参加人数	人	—	—	—	40	40	40	45	45	45	45	126.7	129.5	博物館 環境政策課					
			—	—	—	44	66	59	75	57	—	—	—	—								
	里山を保全し再生します	里山の保全・再生とふれあいの推進	里山保全モデル地区の拡大	m <sup>2</sup>	—	8,000	10,000	11,000	12,000	13,000	—	—	—	—	—	—	環境政策課					
			里山保全モデル事業の開催回数	回	6,832	6,832	10,510	10,510	10,510	10,510	—	—	—	—			116.7	100.0	環境政策課			
			里山保全モデル事業の参加人数	人	—	—	—	—	—	—	6	9	6	6					96.7	108.8	環境政策課	
	農地を保全し活用します	農業の活性化と農業とのふれあいの推進	農業産出額	百万円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	経済部 農水産課					
			耕作面積	ha	6,208	—	—	—	—	—	—	—	—	—			—	—	—	農水産課		
			耕作放棄地面積	ha	—	1,646	—	—	—	—	—	—	—	—			—			28.4	65.3	農水産課
			市民農園数	箇所(区画)	1,648	1,636	—	—	—	—	—	—	—	—			—	100.0	135.3			農水産課
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			—					—
都市環境の保全と創造	みどりのネットワークの形成	都市公園の面積	ha	17	18	18	19	20	21	21	23	24	23	—	—	みどり公園・水辺課						
			128.27	130.09	132.03	—	—	—	—	—	—	—	—				—					
	うるおいとやすらぎのあるまちにします	みどりのネットワークの形成	市民1人当たりの都市公園の面積	m <sup>2</sup>	17	(861)	(861)	(915)	(951)	(987)	21	23	24				23	98.2	105.7	みどり公園・水辺課		
			—	—	—	5.01	5.15	5.19	5.19	5.40	5.45	5.50	—				—					
さわやかで清潔なまちづくりの推進	美化推進モデル地区の指定	地区	5	5	3	3	3	3	4	4	4	—	—	100.0	80.0	循環型社会推進課						
			5	5	3	3	3	3	4	4	—	—	—				—					
地球環境保全への貢献	地球温暖化防止に取り組みます	新エネルギーの導入促進	一般住宅の太陽光発電システムによる発電力	k w	1,785	2,030	2,275	3,180	3,880	4,580	8,140	10,000	事業終了	事業終了	96.9	568.9	環境政策課					
			1,703	1,950	2,479	3,257	4,873	6,968	8,558	9,689	—	—	—	—								
		「ひらつかCO2 CO2プラン」に取り組んだ人数	人	3,000	300事業所	300事業所	3,000	3,500	4,000	8,000	9,000	10,000	10,000	10,000	97.5	191.0	環境政策課					
			3,010	11事業所	22事業所	5,103	7,957	7,599	8,508	9,745	—	—	—	—								
	くらしや事業活動における環境への配慮の推進	ISO14001・9000の認証を取得している事業者数(再掲)	事業所	157	168	173	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	経済部 産業振興課					
				163	166	167	—	—	—	—	—	—	—	—				—				
				—	—	—	90	95	100	90	95	100	100	100				71.0	81.6	産業振興課		
				—	87	—	56	80	88	65	71	—	—	—							—	
循環型社会をつくりまします	廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進	市民1人が1日に排出するごみの量	g	1,136	986	989	971	947	927	912	911	910	910	101.3	116.4	循環型社会推進課						
			1,045	1,011	963	932	917	923	907	898	—	—	—									
			21.8	26.0	26.1	21.0	21.0	21.7	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0				25.0	100.0	122.5	循環型社会推進課		
20.4	20.2	20.2	21.4	21.7	20.9	23.8	25.0	—	—	—	—											

## (2) 現行計画（地球温暖化対策実行計画）に基づく指標の進捗状況

現行計画（地球温暖化対策実行計画）では、「温室効果ガス排出の削減目標」として、「長期のめざすべき方向」と二酸化炭素排出量の「削減目標」を設定しています。

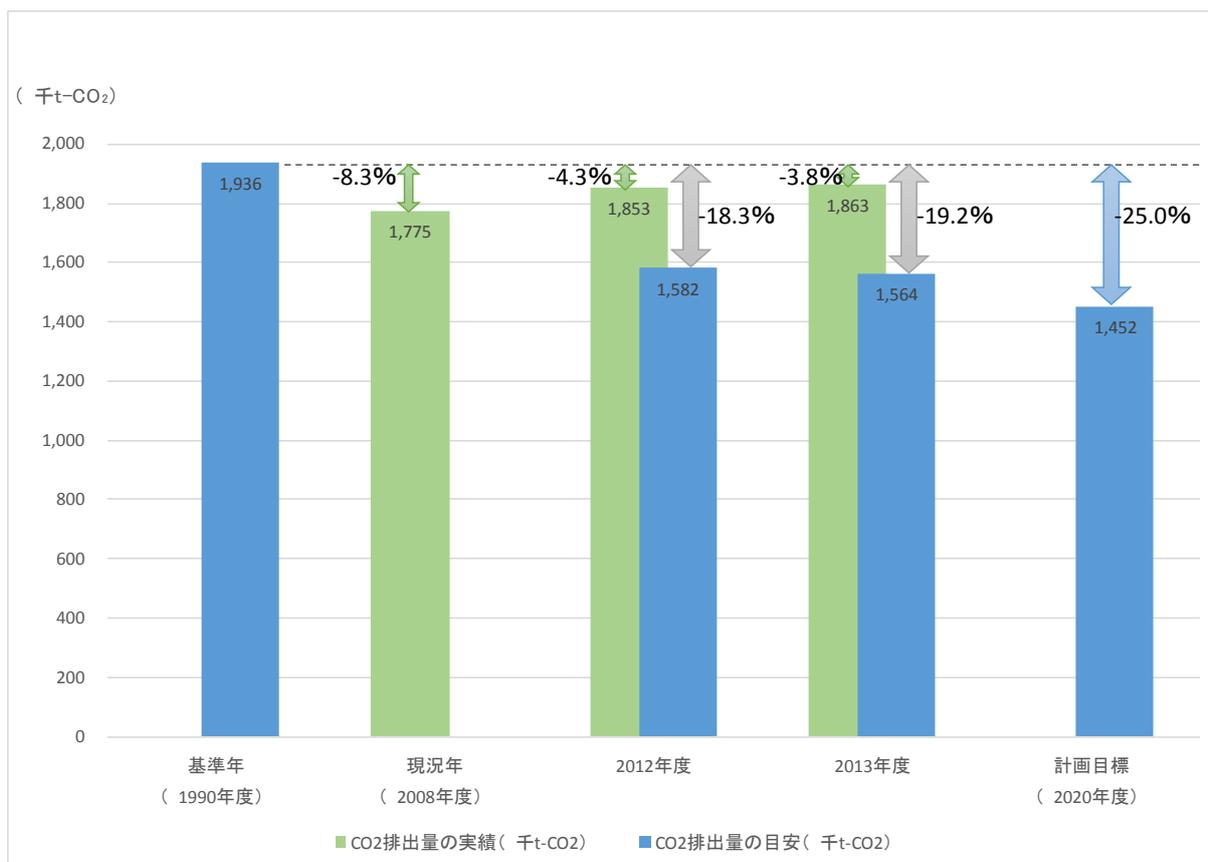
「長期のめざすべき方向」は、「平成 62（2050）年度のあるべき姿を目安として、基準年の二酸化炭素排出量から約 80%削減する」としています。

また、「削減目標」は、「目標年（平成 32（2020）年度）の削減目標として、基準年（平成 2（1990）年度）の二酸化炭素排出量から 25%、量にして 48 万 4 千 t-CO<sub>2</sub> を削減し、二酸化炭素排出量を 145 万 2 千 t-CO<sub>2</sub> 以下とする」ことを定めています。

ここでは、現時点における現行計画の進捗状況として、市域の二酸化炭素排出量について、目標年の平成 32（2020）年度に対する平成 25（2013）年度の排出量の目安と、排出量の実績値との比較を行いました。

平成 25（2013）年度の排出量の目安である 156 万 4 千 t-CO<sub>2</sub> 以下（基準年比 19.2%減）に対し、実績値は 186 万 3 千 t-CO<sub>2</sub>（基準年比 3.8%減）で、目標達成に向けた排出削減は十分ではありませんでした。ただし、この結果は、平成 23 年度の東日本大震災・福島第一原子力発電所の事故などに伴う原子力発電所の停止や火力発電所の発電量の増加の影響を受けて、電力の二酸化炭素排出係数が上昇している影響を受けています。

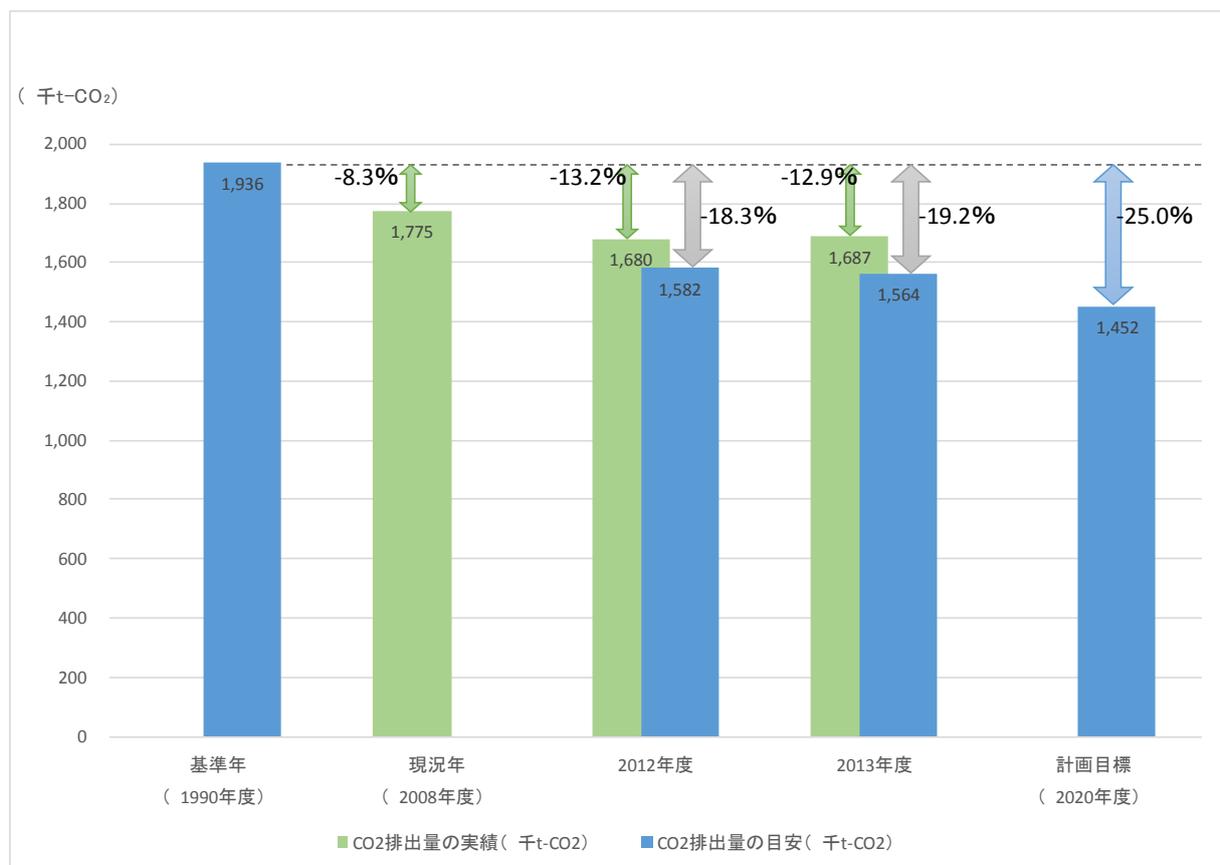
### ● 現行計画（地球温暖化対策実行計画）に基づく市域の二酸化炭素排出量の削減目標と実績値



なお、市内での市民、事業者等による対策の進捗を見る上で、参考として、平成 23 年度以降の電力の排出係数の影響を加味しないで、平成 25 (2013) 年度の二酸化炭素排出量を算定しました (電力の排出係数は、平成 20 [2008] 年度の値を使用)。

その結果、平成 25 (2013) 年度の排出量 (参考値) は、168 万 7 千 t-CO<sub>2</sub> (基準年比-12.9%減) でした。これより、目標達成に対し十分ではないものの、市民や事業者等による対策が一定程度進捗したことが認められます。

● 参考：現行計画（地球温暖化対策実行計画）に基づく市域の二酸化炭素排出量の削減目標と実績値（電力排出係数を固定したケース）



## 2 世界・国・県等の動向

### (1) 地球温暖化防止・気候変動対策の進展

#### <世界・国の取組>

- ・ 平成 26 (2014) 年 11 月に国連が公表した「気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 5 次統合報告書」では、世界の平均気温は 1880 年から 2012 年の間に 0.85℃上昇し、今世紀末には気温が最大 4.8℃上昇すると予測しています。
- ・ 平成 27 (2015) 年 11 月から 12 月にかけてフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) では、京都議定書に代わる平成 32 (2020) 年以降の新しい温暖化対策の枠組みとして「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、「地球温暖化を抑制するために産業革命前からの気温上昇を 2℃より十分に低く抑え、さらに 1.5℃以内に向けて努力する」という世界共通の目標 (2 度目標) を掲げ、各国に対し温室効果ガス排出量の削減目標の設定を求めています。
- ・ 環境省では、パリ協定を踏まえ、COP21 で示した日本の中期目標「国内の排出削減・吸収量の確保により、平成 42 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比 26.0%減」、世界共通の目標である 2 度目標の達成に向けた道筋を明らかにするため、(仮称) 地球温暖化対策計画の策定作業に着手しています。

#### <神奈川県取組>

- ・ 神奈川県では、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」(平成 21 [2009] 年 7 月に制定) に基づき、地球温暖化対策の基本的な計画として新たに神奈川県地球温暖化対策計画を策定し、「2020(平成 32)年の県内の温室効果ガスの総排出量を、1990(平成 2)年比で 25%削減」という温室効果ガス削減目標を定めました。
- ・ また、2014(平成 26)年 4 月に「かながわスマートエネルギー計画」を策定し、「県内の年間電力消費量を平成 22(2010)年度比で、平成 32(2020)年度に 10%削減、平成 42(2030)年度に 15%削減する」目標を掲げています。また、「県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合を、再生可能エネルギー等、ガスコージェネレーション、燃料電池等の普及拡大を見込み、平成 32(2020)年度は 25%、平成 42(2030)年度は 45%とする」目標を掲げています。
- ・ さらに、平成 27 (2015) 年 10 月に公表した「神奈川県環境基本計画素案」では、10 年後のめざす姿として、「事業者や県民などすべての主体が、それぞれ率先して再生可能エネルギー等の利用や省エネルギーの取組を行い、温室効果ガス排出量の着実な削減が進んでいる」を示しています。将来的には、「2050 年までに世界が温室効果ガス排出量半減を、さらに、我が国が 80%削減をめざして行動していることを意識し、事業者や県民などすべての主体が、それぞれの立場・責任に応じた貢献をする」を掲げています。その上で、重点的に取り組むべき事項として、「事業活動に伴い発生する温室効果ガスの削減」「エネルギー供給に伴い発生する二酸化炭素の低減」を提示しています。

## (2) 生物多様性保全への取組の進展

### <世界・国の取組>

- ・ 平成 22 (2010) 年に名古屋市で開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議」(COP10) では、平成 32 (2020) 年までに達成すべき 20 の目標を掲げた「愛知目標」が採択されました。
- ・ 国では、愛知目標を受け、平成 24 [2012] 年に新国家戦略「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定し、日本の愛知目標の達成に向けたロードマップを提示しました。

### <神奈川県取組>

- ・ 神奈川県では、平成 27 (2015) 年 12 月に、神奈川県環境基本計画が示す基本方向に沿って、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画となる「神奈川県生物多様性地域戦略(仮称)素案」を公表しました。この素案では、「地域の特性に応じた生物多様性の保全」「生物多様性の理解と保全行動の促進」を目標に掲げ、県土を 6 つの生態系エリアに区分し、生物多様性保全を進めるための取組を示しています。
- ・ この地域戦略の素案では、平塚市を含む、「山麓の里山エリア」では、生物多様性の保全を含めた農業の有する多面的機能と、それを支える農林業の営みを維持するため、里地里山の保全等の促進、農業の有する多面的機能の発揮の促進(環境保全型農業の推進など)、野生鳥獣との棲み分けなどの取組を示しています。「河川・湖沼及び沿岸エリア」では、「生きものに配慮した川づくりや砂浜の回復・保全、持続可能な水産業」を示しています。さらに、「エリアをまたぐ取組」として、外来生物の監視と防除、緑地の保全、環境に配慮した計画的な土地利用、基盤となる情報の収集と発信、各主体への啓発などを示しています。

### (3) 持続可能な開発のための教育（ESD）の進展

#### <世界・国の取組>

- ・ 平成4（1992）年にブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミットで、地球再生の行動計画「アジェンダ21」が採択され、この中で、持続可能な開発の促進には、教育が不可欠であることが明記されました。
- ・ 平成14（2002）年のヨハネスブルグ・サミットでの日本の提案をきっかけに、同年の国連総会で、平成17（2005）年からの10年を「国連持続可能な開発のための教育の10年」（以下「国連ESDの10年」という。）とすることが採択されました。
- ・ 平成27（2010）年以降のESDの推進方策については、「国連ESDの10年」の後継プログラムとしてグローバル・アクション・プログラムが、平成26（2014）年の国連総会で承認されました。
- ・ 国内においては、平成15（2003）年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が成立しました。その後同法は、国際的な動向も踏まえて平成23（2011）年6月に一部改正され、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、「環境教育等促進法」といいます。）となりました。環境教育等促進法には、国民や民間団体等との協働取組や学校教育における環境教育の充実などが盛り込まれました。

#### <神奈川県取組>

- ・ 「神奈川県環境基本計画素案」では、10年後のめざす姿として、「環境問題の解決のため、学校や地域において多くの人が環境学習・教育等に取り組んでおり、県民自らが環境のことを考え、行動し、多くの主体が協働・連携しながら積極的に環境保全活動に参加している」や「企業間連携が活発に行われている」「環境問題の解決に向けた技術の活用が進んでいる」を示しています。将来的には、「すべての県民が、学校や地域において環境に関する十分な知識を得る機会をもち、その結果、自ら環境のことを考え、行動し、協働・連携しながら積極的に環境保全活動に参加していることをめざす」「様々な技術が活用され、県民による取組と併せて、環境に関する課題の解決が進む」を掲げています。

### 3 課題のまとめ（計画改定にあたっての主要課題）

#### ① 市民の多様な意向や社会情勢の変化等を踏まえ、「環境共生都市」のイメージを描いていくことが必要です

- ・ 「環境に関するアンケート」の結果によると、望ましい環境に対する意向を聞いたところ、「清潔できれいなまち」のほか、「騒音、振動、悪臭などがなく快適な生活環境が確保されている」や「有害化学物質の不安がなく、安全な生活環境が確保されている」などが重視されています。また、その他の各環境分野に対する回答も多く、多様な意向があることがうかがわれます。
- ・ 低炭素社会の実現に関わる中長期的な取組が求められるなか、「清潔で快適、安全な生活環境の確保」をはじめとする市民の多様な意向を踏まえ、市民・事業者・市等が「環境共生都市」のイメージを共有していくことが大切です。

#### ② 地域において中長期的な視野で地球温暖化防止・気候変動対策に取り組むことが必要です

- ・ 地球温暖化は、人類の活動が引き起こした最も深刻な環境問題です。近年では、強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象が世界各地で発生し、甚大な被害を引き起こしています。
- ・ 市域における平成 25 年度の二酸化炭素総排出量は 186 万 2 千トンで、平成 2 年度と比較して約 7 万 4 千トン削減されましたが、平成 24 年度と比較し 8.7 千トン増加しています。
- ・ また、本市は穏やかな気候に恵まれ、これまで大規模な自然災害を免れてきました。しかし今後は、地球温暖化の影響により、猛暑日の増加や、大雨、台風の頻度と強度の増加、それに伴う自然災害の発生などの影響が懸念されます。
- ・ 地域においては、中長期的な視野で地球温暖化対策に取り組むことが必須であり、節電・省エネルギー対策はもとより、より CO2 排出の少ないエネルギー利用への転換、新たな技術の導入、ライフスタイルの変革などを市民・事業者等に提案し、行動変革を促していくことが必要です。
- ・ 同時に、地球温暖化の影響に対処するための対策（適応策）に取り組んでいくことで、安全安心な暮らしの確保にもつなげていくことが必要です。

#### ③ 家庭・事業所での取組の進展を踏まえ、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入利用を支援するとともに、新たな価値観やライフスタイルを提案・発信していくことが必要です

- ・ 「環境に関するアンケート」の結果によると、家庭では、日常生活の中でのマナー・社会ルールのような行動が定着していますが、もう一步取り組むことのできる行動や、地域の環境保全活動に自らが参加したり、応援したりする行動への実施の意向がうか

がわれました。

- ・ 事業所では、事業所内で常日頃から取り組むことのできる行動が定着しています。新エネルギー利用やクリーンエネルギー自動車といった設備・機器の導入や、地域の環境保全活動への参加に対する実施意向がうかがわれました。
- ・ 半数以上の家庭で照明やエアコン、冷蔵・冷凍庫など省エネ型の家電製品の導入が進んでいます。事業所では、高効率照明や省エネ型冷蔵・冷凍機、高効率空調機の導入が進んでいます。今後は、家電製品やクリーンエネルギー自動車、LED照明の導入普及が見込まれます。

#### **④ 平塚市の自然の恵みを次世代に継承するため、自然環境を保全・再生の取組によって守るとともに、地域資源として活用していくことが必要です**

- ・ 私たちの日常生活や事業活動は、木材やエネルギー、食べ物、水など、国内外の生物多様性から生み出される“自然の恵み”に支えられ成り立っており、次世代に継承されることが大切です。
- ・ しかし、本市においては、市内の森林や里山、農地が、開発に伴う消失、人口減少や耕作放棄地の増加に伴う荒廃が懸念されています。里山の荒廃は、森から里、里から川、川から海へと続く循環の中でもたらされる水質浄化や洪水緩和、大気浄化、レクリエーション、文化の継承などの機能を損なうおそれがあります。
- ・ 生物多様性の保全を含めた農業の有する多面的機能と、それを支える農林業の営みを維持すると同時に、都市化が進むなかで緑地の保全、環境に配慮した計画的な土地利用、外来生物の監視と防除などの対応が必要です。
- ・ 平塚市の自然は、快適で豊かな生活の基礎、魅力ある観光資源、自然とのふれあいを提供してくれるため、地域資源としてとらえ、保全と活用を図っていくことが必要です。

#### **⑤ 一人ひとりの自発的な行動を支えていくため、環境教育・環境学習や情報の提供を行うとともに、自然体験や自然とのふれあう機会を提供していくことが必要です**

- ・ 「環境に関するアンケート」の結果によると、市民の7割が、「日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている」と認識し、環境教育・環境学習や情報提供の重要性を感じています。環境保全の取組を自分事としてとらえ、行動変革に向けてそれぞれが主体的に取り組むことが必要と考えている人・事業者が多いことがうかがわれます。
- ・ 環境教育・環境学習に対する期待としては、学校での環境教育をはじめ、暮らしに役立つ講座・イベント、自然・農業体験や自然の中での遊びを重視しています。

**⑥ 持続可能な開発のための教育（ESD）の視点を取り入れ、環境教育・環境学習を推進していくことが必要です**

- ・ 環境の保全及び創造の取組を進め、地域の課題解決につなげていくためには、一人ひとりの自発的な行動を促し、社会を構成する多様な主体の参加と協力を得ることが期待されます。
- ・ 単に環境保全に関する知識の習得やルールの周知にとどまらず、日々の取組の中で問題解決に必要な能力・態度を身に付けていくことが重要となります。

**⑦ 市民等の高い参加意識・意欲に対応し、地域での環境保全活動、協働による取組の広がりを支えていくことが必要です**

- ・ 市民の 14%は、地域での環境保全活動に参加しており、参加したいという人を合わせると、全体の 7 割に上ります。清掃・美化活動や河川・海岸の保全活動、自然保護活動、緑化活動など、さまざまな活動に対し、参加の意向があります。
- ・ 環境保全活動を行っている団体は、他の団体や個人と連携している団体が 8 割を超え、今後も連携の相手を広げながら、活動を拡大していきたいと考えています。
- ・ このような市民等の地域貢献やコミュニティへの参加に対する意識・意欲に対応し、地域の課題解決につながるような環境保全活動、協働による取組をより一層拡大していくことが期待されます。
- ・ しかし、現行計画の環境指標である「環境ファンクラブの会員数」「平塚市環境共生型企業懇話会の参加企業延べ数」の目標達成度（平成 26 年度末時点）が低く、市民の取組や連携への支援に係る施策については、内容や進め方をさらに工夫していくことが必要です。

## 5 計画の見直しのポイント

### (1) 市民等のニーズの把握と望ましい環境像の再設定

- ・ 環境に関するアンケートの結果から、市民等の環境に対する意識・意向の変化等を把握し、社会情勢の変化などを踏まえて、望ましい環境像等の再設定を行うものとします。

### (2) 計画の構成の見直し

- ・ 環境基本計画に地球温暖化対策実行計画を編入するため、両計画に記載した施策・事業を整理・統合します。
- ・ 本計画が中長期的な方向を示すものであることや、これまでの計画の推進状況を踏まえ5年毎に見直しを行うものとします。そのために、環境基本計画に基づく事業計画を概ね5年毎に策定・推進するものとします。

### (3) 施策体系の見直し

- ・ 現行計画の進捗状況、平塚市の社会経済等の変化、世界・国・県等の動向などを踏まえ、施策体系、施策内容・事業、環境指標・目標の見直しを行います。

### (4) 重点テーマの設定

- ・ 「環境共生都市」の実現に向けて、環境保全の取組を進めると同時に、その取組を通じて、まちの利便性・快適性の向上、地域コミュニティの形成、地域資源の活用促進といった地域の課題の解決につなげていく「まちづくりの視点」のもと、重点的総合的に取り組むべき重点テーマを設定します。

# 第3章 環境基本計画のめざすもの

## 1 望ましい環境像

### (1) 現行計画の規定

現行計画では、策定当初の環境基本計画を引き継ぎ、市民、事業者、市の三者が共通の認識を持って環境の保全と創造に取り組むために、「望ましい環境像」を掲げています。

#### ●現行計画で設定している望ましい環境像

「環境市民」が築く環境共生・発信都市ひらつか

※「環境市民」とは…

環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的、積極的に行動する市民・事業者のこと。

※「環境共生・発信都市」とは…

自然との共生や安心して暮らせる生活環境が確保されているだけでなく、循環型地域社会が実現され、市民・事業者・市の協働により活発な環境保全活動が行われ、他の都市に向けて先進的な取組を発信する都市のこと。

### (2) 新環境基本計画における望ましい環境像の設定

新環境基本計画においては、市民、事業者、市の三者が共通の認識を持って環境の保全と創造に取り組むために、望ましい環境像を設定します。

設定にあたっては、平塚市環境基本条例に沿い、環境審議会の各委員からの意見や環境に関するアンケートの結果、社会情勢の変化などを踏まえるとともに、なるべく平易な言葉を使用することが必要です。

現時点では、次のような望ましい環境像（案）が想定されます。

## ●望ましい環境像（案）

### <案1>

豊かな自然とともに生き、将来につなぐまち ひらつか

- ・ 「豊かな自然とともに生き」は「環境基本条例」の「環境共生都市」という言葉を参考にした。
- ・ また、アンケートで環境教育の重要性に関する御意見を多く頂いたことを踏まえ、「将来につなぐまち」とした。

### <案2>

みんなで考え、みんなで育てる、自然豊かなまち ひらつか

- ・ アンケートの望ましい環境像や、今後求める環境施策などの設問において、環境教育や一人一人の率先行動に関する回答が多く挙げられていることを踏まえ、「みんなで考え」という言葉を置いた。
- ・ アンケートや審議会において、市街地から緑（木）が減っているといった声が聞かれたことから、「みんなで育てる、自然豊かな」という言葉を使った。
- ・ また、「自然豊かなまち」という言葉は、「環境基本条例」の「環境共生都市」を意識した。

### <案3>

地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか

- ・ 「低炭素社会」や、「循環型社会」という言葉に替えて「地球にやさしい、自然にやさしい」という言葉を用いた。「低炭素社会」は地球温暖化対策、「循環型社会」は、アンケートの「望ましい環境像」で「ポイ捨てや不法投棄のない清潔できれいなまち」や「ごみの減量、リサイクル、リユース」を挙げる意見が多かったことを踏まえている。
- ・ 加えて、地域活動や新団体活動などの重要性や、生活環境の保全を踏まえ、「人にやさしいまち」とした。

## 2 基本方針

### (1) 現行計画の規定

現行計画では、「『環境市民』が築く環境共生・発信都市ひらつか」を実現するため、4つの基本方針に基づき、環境の保全と創造に取り組んでいくこととされています。

#### ●現行計画で設定している基本方針

##### 1 環境保全・創造への参加と協働

市民・事業者の自発的かつ積極的な参加と市を含めた三者の協働により、将来の世代に継承すべき望ましい環境の保全と創造をたゆみなく行います。

##### 2 自然と人との共生の確保

丘陵、里山、農地、河川、海などの豊かで身近な自然を大切にするとともに、これらの自然とのふれあいを図り、生態系の一員として自然と人との共生を図ります。

##### 3 循環型地域社会の実現

日常生活や事業活動の中で環境への負荷を低減し、また大気、水、資源などの望ましい物質循環のシステムが確立された地域社会の実現を目指します。

##### 4 広域的取組の推進

行政間や団体間の連携を図り、互いの活動に積極的に参加・協力することにより、環境の保全と創造についての広域的な取組を推進します。また、その中で先導的な平塚らしい取組を発信していきます。

## (2) 新環境基本計画における基本方針の設定

新環境基本計画においては、設定した望ましい環境像の具体化に向けて、環境の保全と創造に取り組んでいくための基本方針を設定します。

設定にあたっては、平塚市環境基本条例の基本理念に沿い、環境審議会の各委員からの意見や環境に関するアンケートの結果、社会情勢の変化などを踏まえることが必要です。

現時点では、次のような基本方針（案）が想定されます。

### ●基本方針（案）

#### 1 環境保全・創造への参加と協働

市民・事業者の自発的かつ積極的な参加と市を含めた三者の協働により、将来の世代に継承すべき望ましい環境の保全と創造をたゆみなく行います。

#### 2 自然と人との共生の確保

丘陵、里山、農地、河川、海などの豊かで身近な自然を大切にするとともに、これらの自然とのふれあいを図り、生態系の一員として自然と人との共生を図ります。

#### 3 地球にやさしい社会の実現

日常生活や事業活動の中で環境への負荷を低減し、大気、水、資源などの望ましい物質循環システムの確立や低炭素社会の実現を目指します。

### 3 施策の方向とめざすすがた

※ 施策の方向とめざすすがたは、環境課題をはじめ、望ましい環境像・基本方針・施策の検討を経て、見直す予定です。

#### (1) 市民・事業者等の環境保全活動の促進

環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、自発的、積極的に行動する「環境市民」の活動を促進するため、情報提供や環境教育の実施などによる支援を行います。

- ▶ 「環境市民」のネットワークが形成され、環境保全のための主体的・積極的な活動が展開されています。
- ▶ 充実した環境教育により、子どもの環境問題に対する関心が高まっています。
- ▶ 地域での環境保全活動や環境教育が活発に行われています。

#### (2) 生活環境の保全

日常生活や事業活動から生じる大気汚染や水質汚濁などを防止し、安心して快適な生活環境を確保します。

- ▶ 工場や自動車などから排出される大気汚染物質が削減され、空気のきれいなまちになっています。
- ▶ 下水道や農業集落排水施設が整備されるとともに、合併処理浄化槽の設置が進み、川や海の水がきれいになっています。
- ▶ 騒音、振動、悪臭などがなくなり、快適なまちになっています。
- ▶ 土壌・地下水汚染対策の強化や、化学物質に関する情報提供などにより、安全な生活環境が確保されています。

#### (3) 自然環境の保全と再生

西部丘陵地域に残された自然度の高い樹林を保全し、里山や水辺の自然を再生します。また、農業生産の場であるとともに身近なみどりでもあり、多様な生きもののすみかでもある農地を保全し、環境に配慮して農業を推進します。

- ▶ 高麗山周辺や土屋・吉沢地区に残された質の高い自然環境が守られています。
- ▶ 里山を保全・再生し、自然とふれあう場として活用しています。
- ▶ 水辺の自然を再生し、水に親しむ場として活用しています。
- ▶ 環境に配慮した農業を推進し、土とふれあう場として活用しています。

#### (4) 都市環境の保全と創造

環境に配慮した交通ネットワークや清潔でうるおいのあるまちづくりを進め、まちの生活の質を高めます。

- みどりのネットワークが広がり、うるおいとやすらぎのあるまちになっています。
- 地域の貴重なみどりや歴史的資源などと調和した魅力ある景観を持つまちになっています。
- ポイ捨てや不法投棄がなくなり、清潔できれいなまちになっています。
- 環境負荷の少ない交通ネットワークが構築され、環境共生型の都市基盤整備が進んでいます。

#### (5) 地球環境保全への貢献

地球温暖化防止のため、省エネや新エネルギーの導入の推進などにより、日常生活や事業活動から排出される二酸化炭素を削減するとともに、循環型社会の実現に向けて、「3R」の取組などを推進します。

- 環境に配慮した日常生活や事業活動の定着により、二酸化炭素排出量の削減が進み、地球温暖化防止に貢献しています。
- 廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理が進み、循環型社会が実現されています。
- 環境保全のための広域的な取組が進んでいます。

# 第4章 施策の体系と具体的な取組

「施策の方向」と「めざすすがた」の実現に向けて、「施策の柱」とそれらを実現するために必要な「施策の項目」を設定します。施策の項目ごとに、課題整理や、今後の取組方針を定めます。また、市民や事業者等の行動指針となるような取組も、第4章に含まれます。

施策の詳細については、別冊の実施計画に規定することを想定しています。

## ●施策の体系

- 1 市民・事業者等の環境保全活動の促進
  - 1-1 環境教育・環境学習の推進
    - ・ 幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実
    - ・ 地域における環境教育・環境学習の充実
  - 1-2 市民等の取組や連携に対する支援
    - ・ 市民活動や企業の取組に対する支援
  
- 2 生活環境の保全
  - 2-1 大気環境・水環境の保全
    - ・ 大気環境の保全対策の促進
    - ・ 水環境の保全対策の促進
  - 2-2 安全で快適な生活環境の確保
    - ・ 化学物質対策の促進
    - ・ 土壌汚染・地下水汚染への対応
    - ・ 騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組
  
- 3 自然環境の保全と再生
  - 3-1 生物多様性の保全
    - ・ 生物多様性の保全対策の推進
  - 3-2 里山の保全・再生
    - ・ 里山の保全・再生とふれあいの推進
  - 3-3 水辺の自然の再生
    - ・ 川や海の自然環境の再生とふれあいの推進
  - 3-4 農地の保全・活用
    - ・ 農業の活性化と農業とのふれあいの推進
    - ・ 環境に配慮した農業の推進
  
- 4 都市環境の保全と創造
  - 4-1 うるおいとやすらぎのあるまちづくり
    - ・ みどりのネットワークの形成

- ・さわやかで清潔なまちづくりの推進
- ・平塚らしい景観のあるまちづくりの推進
- 4－2 環境共生型のまちづくり
  - ・環境共生モデル都市の形成
  - ・交通の円滑化の推進
  - ・ヒートアイランド対策の推進
- 5 地球環境保全への貢献
  - 5－1 地球温暖化防止に向けた取組
    - ・新エネルギーの導入促進
    - ・くらしや事業活動における環境への配慮の促進
    - ・市の事業活動における環境への配慮
  - 5－2 循環型社会の実現に向けた取組
    - ・廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進
    - ・不法投棄防止対策の推進

## 第5章 重点テーマ

環境基本条例で規定されている「環境共生都市」実現のため、まちの利便性・快適性の向上、地域コミュニティの形成、地域資源の活用促進といった地域の社会課題の総合的な解決に向けた重点テーマを設定し、取組を推進します。

優先的かつ長期的に取り組むことが必要な課題を基に、環境基本計画の基本方針に沿って設定します。

図 設定した重点テーマ

基本方針（案）		重点テーマ
地球にやさしい社会の実現	→	低炭素型で安全・安心なまちづくりを目指す
環境保全・創造への参加と協働	→	環境市民が活躍する地域社会を目指す
自然と人との共生の確保	→	自然環境が有する機能・魅力の活用を目指す

●重点テーマの位置づけ（イメージ）

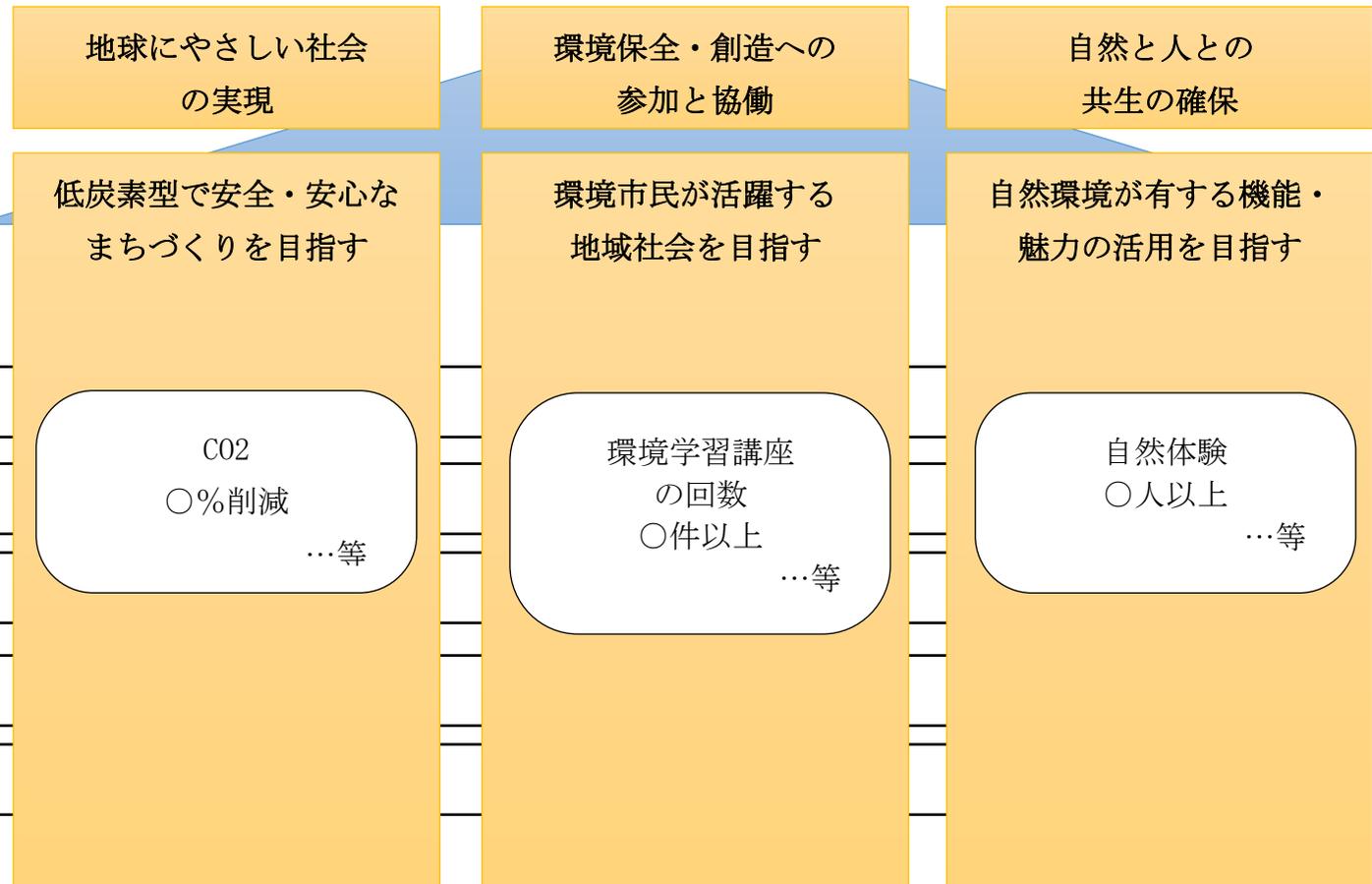
【望ましい環境像】



【基本方針（案）】

【重点テーマ】

※望ましい環境像実現に向けたアプローチ



【環境分野別の施策の方向】

- 市民・事業者等の環境保全活動の促進
- 生活環境の保全
- 自然環境の保全と再生
- 都市環境の保全・創造
- 地球環境保全への貢献